

執筆者:

E-mail✉ [Chanakarn Boonyasith](mailto:Chanakarn.Boonyasith)

E-mail✉ [村田 知信](mailto:Murata.Tomohiro)

E-mail✉ [Pitchabsorn Whangruammit](mailto:Pitchabsorn.Whangruammit)

E-mail✉ [田中 榮里花](mailto:Tanaka.Ryosha)

タイでは、個人情報保護法(The Personal Data Protection Act BE 2562 (2019)、以下「PDPA」という。)が、2022年6月1日に全面的に施行される予定である。また、施行日までに、PDPAの詳細を定めた下位規則(以下「PDPA 下位規則」という。)が制定されることが予想される。これまで、2021年2月及び同年6月に、PDPA 下位規則に関する公聴会がそれぞれ異なる部会により開催され、データ主体からの同意取得の方法及び基準、プライバシーノーティス、データのセキュリティ対策、越境移転、データ主体の権利、PDPAの適用範囲及び適用除外、管理者及び処理者の義務等の重要な問題が取り上げられてきた。

最後となる第三部会に関する公聴会は、2021年9月6日から9日にかけてオンラインで開催された。同公聴会では、以下の4項目が審議された。

- 行動規範
- PDPA 認証
- データ保護影響評価
- 自動化された個人意思決定

「行動規範(Code of Conduct)」の概念は、今回の公聴会で初めて導入された。これは、事業者がPDPAを既に遵守しているかどうかの判断基準として用いられることが想定されている。具体的には、管理者及び処理者は、分野ごとに、「コードオーナー」と呼ばれる代表者を通じて、個人情報保護委員会事務局(Personal Data Protection Office)から行動規範の承認を受けることができる。「行動規範」は、拘束力及び執行力を有するとされているため、行動規範の遵守状況を監視する仕組み及び不遵守に対する制裁が定められることが想定される。そして、管理者及び処理者が承認された行動規範を遵守している場合には、PDPAの遵守が推定される予定である。

「PDPA 認証(PDPA Certification)」とは、適切な保護措置を実施していることを示すため管理者及び処理者が受けることができる認証である。認証機関は、個人情報保護委員会事務局(Personal Data Protection Office)からの認定を受けた個人あるいは団体でなければならない。PDPA 下位規則において、認証基準、認証機関の認定プロセス及びその他必要となる認証メカニズムが定められる予定である。


「データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment、以下「DPIA」という。)」に関して、PDPA 上、管理者及び処理者はDPIAを実施する直接の義務は負っていない。もっとも、管理者及び処理者は、個人データについて適切な保護措置を実施する義務を負っている。PDPA 下位規則では、かかる義務に基づき、データ処理がデータ主体の権利と自由に影響を与える「リスクが高い場合(Resulting in a high risk)」、管理者及び処理者に対して、当該データを処理する前にDPIAの実施を求めることが想定されている。「リスクが高い場合」の具体的な要件は、PDPA 下位規則に定められる予定である。

さらに、PDPA 下位規則には、「自動化された個人意思決定(Automated Individual Decision-Making)」の概念について詳しく規定されることが想定されている。当該概念においては、管理者に対して人の介入を求める権利がデータ主体に認められている点が重要である。もっとも、当該権利には一定の例外が設けられており、例えば、データ主体と管理者との間の契約の締結又は履行のために必要な場合、法律により認められる場合、データ主体の明示的な同意に基づいている場合等が当該例外に該当する。

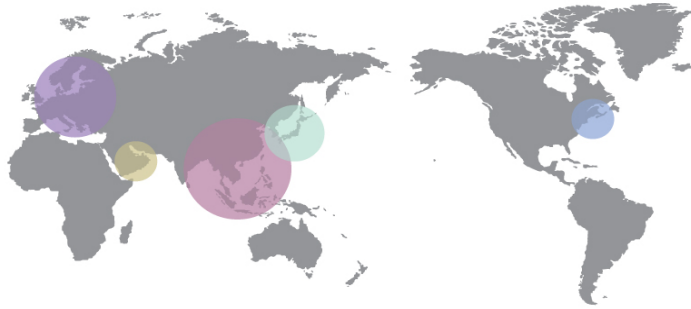
今回の公聴会で審議されウェブサイトでも公開されている上記の PDPA 下位規則の案は、PDPA と同じく、EU 一般データ保護規則(GDPR)に類似した内容になっていると言える。もっとも、当該案は現時点では確定したものではなく今後変更される可能性があるため、今後の動向を注視する必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所